

道路損傷復旧事務における 工事施行命令の試行について

長澤 結理香¹

¹名古屋国道事務所 東三河維持出張所（〒440-8502 豊橋市牛川町字下モ田29-1）

道路損傷復旧事務において、中部地方整備局では平成30年度末より原因者施行の試行が開始され、名古屋国道事務所東三河維持出張所では、令和2年度にはじめて原因者施行の試行に取り組んだ。そこで、試行を進める上での手続き状況、及び完了した事案において保険会社や工事業者と調整する際に行った工夫や、判明した課題を紹介するとともに、試行に至らなかった案件において、保険会社が原因者施行を選択しなかった理由、工事業者が断った理由から改善提案を報告する。

キーワード：道路損傷復旧、原因者施行、工事施行命令

1. はじめに

道路損傷復旧事務については、迅速かつ確実な復旧の観点から、道路管理者が復旧工事を施行し、道路法第58条第1項の規定により、その費用を原因者へ負担させることを原則としているが、地方整備局や地方公共団体の中には主として道路法第22条第1項に規定する原因者施行により対応しているところもある。そこで、中部地方整備局でも、平成30年度末に「道路損傷復旧事務における工事施行命令の手引き【試行】」（以下、「手引き【試行】」という）が作成され、名古屋国道事務所においても試行を進めてきたところであるが、平成31年度の1年間では試行件数は無かった。

そのため、令和2年7月に「名国版 原因者施行（試行）の方針（案）」が策定され、各出張所に再周知があり、東三河維持出張所でも保険会社への積極的な原因者施行の説明、復旧工事を検討している業者への丁寧で詳細な説明を行っているところである。

そこで、令和2年度に取り組んだ事例をもとに、手続き状況、課題及び改善意見を報告する。

2. 道路損傷事務における関係法令等

（1）工事原因者に対する工事施行命令等

道路法第22条第1項に「道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路

構造の現状を変更する必要を生じた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。」と規定されており、これに基づき今回原因者施行の試行を行ったものである。

（2）原因者負担金

これまでの道路損傷復旧事務は、「道路整備特別会計における道路付属物等復旧工事の取扱について」（昭和45年4月18日付建設省道一発第15号道路局国道第一課長通達）及び「道路付属物等損傷復旧事務取扱要領」（昭和59年3月8日付建部達第6号中部地方整備局通達、最終改正平成28年4月1日）に基づき処理しているところであり、迅速かつ確実な復旧の観点から、道路管理者が復旧工事を施行し、道路法第58条第1項の規定により、その費用を原因者へ負担させることを原則として対応しているところである。

3. 東三河維持出張所の道路損傷状況

東三河維持出張所は、国道1号と国道23号の2路線（延長58.4km）を管理しており、交通量が多い区間では、約60,000台/日の利用がある。

昨年度1年間の、道路付属物等の損傷件数は57件であり、そのうち原因者施行可能と判断した件数は13件あったが、保険会社から最終的に希望があった件数は、2件のみであった。

4. 工事施行命令による試行

事務所の方針により、出張所において原因者施行の試行区間の設定、損傷原因者に対してどちらを選択するかの確認及び事務的審査については手引き【試行版】で行い、施行計画書などの提出資料の技術的審査については道路法24条、32条と同様の対応で確認することで、試行を進めることとなった。

(1) 区間等の設定

道路構造、交通量及び周辺環境が似ており同じ路線で三河地方を管理している岡崎国道維持出張所と調整し、試行対象を例示し判断しやすくするなど、判断に差異なく円滑に対応できるように、図-1に示すとおり運用マニュアル【案】を作成した。

区間は、国道1号、国道23号及び国道155号（岡崎国道維持出張所のみ対象）とし、試行対象は、構造計算等が必要な重要構造物及び市町村と比べ工事規制看板や安全施設が厳しい車線規制が必要な案件は対象外とし、写真-1に示すとおり、防護柵、視線誘導標などの道路付属物の取替を対象とした。原因者への対応は、図-2に示すとおり、手引き【試行】の手続きフローにより原則対応することで、課題の有無についても確認できるようにし、令和2年10月1日以降に確認された道路損傷物から試行を開始した。

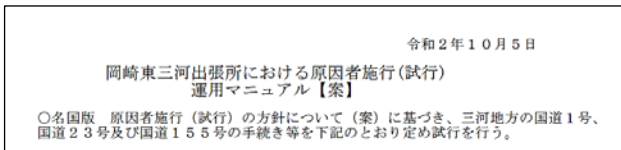


図-1 運用マニュアル【案】(抜粋)

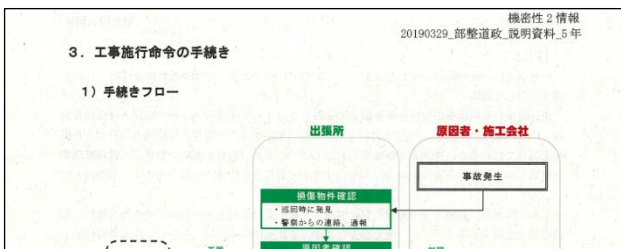


図-2 手続きフロー(抜粋)



写真-1 原因者施行対象の道路損傷例

(2) 損傷物件確認

交通事故発生後、損傷物を道路パトロールで写真撮影や現場確認を行い、原因者施行の対象外とした重要構造物や車線規制の必要性などを検討し原因者施行の可否を判断した。

(3) 原因者確認

警察署に直轄国道での事故届を出された案件については、連絡カードの配布をお願いしているため、翌日までには、原因者から連絡がある。

道路パトロールにおいて発見された損傷物で、連絡の無い案件については、警察署に伺い事故届が出されていないか確認を依頼し、原因者の特定を行う。

(4) 道路損傷確認

原因者が特定した案件について、保険会社に原因者施行を選択するかどうか事前に電話確認を行う際、はじめての試行であり説明方法も決まっていなかったため、図-3に示すとおり例文を作成した。原因者施行の対象は昨年度13件あり、うち11件は、保険会社としては原因者施行で進めたいが、契約や協力関係のある工業者に断られた。原因者施行で行った2件については、写真-2に示すとおり1件は完了し、残りの1件は継続して進めているところである。

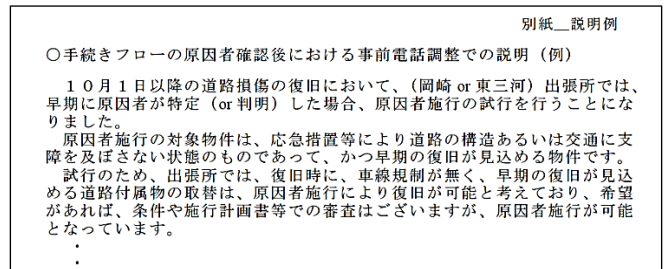


図-3 説明例文(抜粋)



写真-2 (左: 損傷時 右: 完成時)

相手が判明したすべての案件において、確認書を送付する際に、原因者施行についての案内を添付し周知を図った。確認書の様式は、令和2年度においては、事前の電話による確認の結果や原因者施行の可否により、道路管理者施行は従前の様式を送付し、原因者施行可能と判断した案件は手引き【試行】の様式を送付していたが、二種類の様式の内容はほぼ同じであり、統一した方が効率的で間違いがないため、令和3年度からはすべての事象について手引き【試行】の様式で対応を行っている。

(5) 施工計画書

施工計画書作成前に、保険会社から手配された工事業者と事務及び管理の係長が手続きフローや提出書類などについて詳細な打合せを行った。

施工計画書は、施工場所、工程、施工内容、主要資材、交通規制図などを添付し、施工が十分可能かどうか判断

するための建設業許可書、自治体における道路損傷復旧工事の施工実績一覧表、施工実績を確認するための発注書、完了届及び完成写真、保険会社が手配した施工会社であることを確認するため保険会社からの依頼書を添付し確認を行った。

(6) 工事施行命令

施工計画書を出張所内の職員全員の決裁により審査した後事務所に副申を行い、工事施行命令書を発出した。

(7) 原因者施行による工事

工事業者から道路使用許可書の添付された工事着手届が提出された後、工事規制情報のシステムへの登録、システム操作方法等を説明し工事着手した。

工事中は、施工時及び完了時に現地確認を行った。車道や歩道上の規制は、道路法32条に準じて問題なく行われた。写真-3に示すとおり、工事完了届に施工中及び完成写真を添付し、出張所内の職員全員による決裁を行うことで完了検査とした。検査の結果、不備は一切見られなかった。決裁完了後、工事完了検査結果通知を行い、引渡書を受領した。

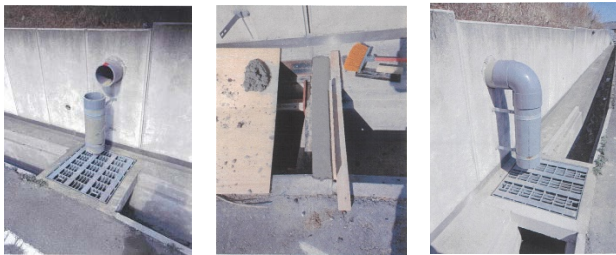


写真-3 完了検査に使用した写真例

(左：施工前 中央：コンクリート施工中 右：施工完了)

原因者負担金の場合平均約8ヶ月間を要するところ、原因者施行の試行により完了まで行った1件は、令和2年11月末の発生から令和3年2月末完了となり、約3ヶ月間で一連の手続きを完了した。

5. 課題及び改善提案

原因者施行を進める中で、試行のため保険会社や工事業者に手続きや書類等について、口頭で意見等を伺った。

(1) 保険会社の意見等

原因者施行可能と判断した13件における各保険会社からは、「国でもいよいよ原因者施行が始まったのか」「原因者施行の方が金額確定まで早いので検討したい」と肯定的な意見が多く、最初の確認段階では「工事業者に確認する」という回答が多かったが、工事業者から「国道での施工、規制はしたことがない」「国の手続きは書類が多い」「国で施工した方が安い」などの意見により断られた。

そのため、試行件数(経験業者)を増やすことで、保

険会社からの依頼を受けてくれる工事業者が増え、より原因者施行の選択がしやすくなると考えられるため、原因者施行の対象条件を広げることや、必要書類例を作成して保険会社に提示し丁寧に説明を行い、工事業者に具体的なイメージをもってもらうことで、少しでも件数が増える可能性があるため、今年度も保険会社に対して、粘り強く説明を行う。

(2) 施工業者の意見等

原因者施行における工事を行った施工業者からは、手続きや書類について意見はなかったが、工事規制情報のシステムへの登録や操作において戸惑ったと伺った。手続きや書類については、施工計画書作成前の初回打合せで詳細に説明したこと、他の自治体等の工事と手続きは似ていることで、意見は無かったようであるが、携帯電話で行う工事規制情報のシステム登録等については独自システムのため戸惑ったようである。今後は工事規制情報のシステムについてより詳細に説明を行う。

6. まとめ

原因者施行を1件完了まで行うことで、手続きや必要書類が把握でき、今後の原因者施行における円滑な事務処理や対応に繋げることができた。また、試行錯誤しながらも1件完了したということは、現時点での手引き【試行】の内容でさらに件数を増やすことが可能であるため、今年度からは、交通量は多いが、区間の大部分で昼間の車線規制が可能であり、信号交差点や店舗出入りが多いことで走行速度も比較的遅い、国道1号の車線規制を伴う復旧も原因者施行可能と対象を広げて試行を行い、更なる課題の確認や件数の増加を進める。

原因者施行を断った工事業者への対応策としては、「国道での施工経験がない」という理由に対しては、保険会社だけでなく、工事業者に対しても丁寧に説明を行い国道での施工に対する不安を解消させ、「手続きの書類が多い」という理由に対しては、書類を減らし簡略化できるよう、本局及び事務所へ提案を行っていく。

事務所においても、他の出張所からの課題を踏まえた手続きの改善を検討し名国版の手引きを作成していただくことで、各出張所の対応が統一され、事務処理の円滑化、保険会社や工事業者の原因者施行の増加が期待できると考える。

東三河維持出張所では、今後も原因者施行について周知及び対応を進める。